

推薦委員会の任務と運営についての内規

第1条 推薦委員の選出（定数9名）

1. 推薦委員は、10月の運営委員会から11月の運営委員会までの間に、各常置委員会（学年・学級委員会、成人保健委員会、広報委員会、校外委員会）から互選により、1名ずつ4名選出する。その際に、原則として委員長、副委員長は除く。
それらの手配は、各委員会の委員長が行う。
2. 11月の運営委員会において、運営委員会の中から、地区（秋葉町・名瀬町・前田町・前田ハイツ・品濃町）を考慮し、互選により4名選出する。
3. 教職員の推薦委員は、11月の運営委員会までに1名選出する。
4. 推薦委員は、任務の途中から、役員・会計監査の候補者になることは、できない（教職員は除く）。故に来春に卒業を控えた人から選出することが望ましい。
5. 推薦委員は、連続して務めることはできない。
6. 推薦委員会（以下、委員会と略す）は、委員長・副委員長（1名）を互選する。
委員長は会を招集し、司会する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、業務を代行する。

第2条 推薦の手続きと選出の方法

1. 委員会は、全会員に立候補および候補者推薦の機会を与える。その手続きは、所定の書式により行われ、委員会は適当な受付期間を定める。締切り日以後の推薦業務は委員会に委ねられ、会員からの文書また口頭による推薦は受け付けない。
2. 推薦書による立候補、および承諾を得ている推薦については、委員長は、速やかに本人の意思を確かめる。
3. 自ら立候補した場合、並びに本人の承諾を得た推薦は、すべて総会の信任を求める手続きをしなければならない。
4. 本人の承諾を得ていない推薦は、とりまとめて、委員会による候補者推薦の基礎資料とすることができる。ただし、この資料は公開しない。
5. 定数以上の候補者が立った場合は、その役職に限り、総会において、投票による選挙を行わなければならない。その他の被推薦者（教職員も含む）については、総会で、挙手により過半数の信任を得なければならない。

第3条 業務の内容と手順

1. 会長は、9名の委員を整え、全会員に公示し、最初の委員会を招集する。そこで、会長は『役員・会計監査選出』の主旨説明を内規に基づいて行い退席する。
2. 教職員の委員が司会し、保護者会員より委員長と副委員長（1名）を互選する。立てられた委員長は、以後、委員会の議長をつとめる。
3. 教職員の委員は記録係をつとめる。なお、文書の印刷等の事務に関しては、教職員の役員を委員会に加えて業務を依頼することができる。
4. 全会員への公示、または推薦用紙の配布、回収は、クラス担任に依頼し、生徒を通して行う。推薦書の提出は『PTAの声』ポストでも受け付ける。
5. 委員会は過半数以上の出席で成立し、意見は多数決で決する。欠席者に対しては、委員長を通じて会議の結果が通知される。
6. 推された役職に未経験の候補者に対しては、職務の内容を説明する。必要に応じて、現職の役員、または校長や教職員の役員に説明させることができる。
7. 候補者については、本会の会員（新年度に会員になる者も含む）である資格以外に求められるものはなく、履歴書・経歴・身上調査書等の提出、評価等は公表はしない。
8. 委員長は、候補者の定数が整ったとき、日を置かずに公示する。定数が整わない場合にも公示は、2月総会の10日前に行うものとする。
9. 委員会は、投票により選挙を行う場合、投票用紙の準備・発行・回収・集計・公表等の事務を行う。
10. 各委員は、公示前に候補者・被推薦者の名を他言しない。
11. 総会の承認・選定以前に、学校外の組織（区P連）等に候補者名を公表しない。
12. 委員会は、2月総会における役員・会計監査の選出完了をもって解散する。ただし、役員・会計監査の定数が満たされなかった場合は、新年度の総会まで業務を継続し、同じ手続きを経て欠員を補充しなければならない。
13. 教職員代表の会計・書記については、4月5日現在の副校長および教務主任が、会計および書記にあたる。

第4条 内規の施行と改正

1. この〔推薦委員会の任務と運営についての内規〕は、1988年12月10日より施行する。
2. 1990年2月21日・一部改正施行
3. 1990年10月6日・一部改正施行
4. 1991年2月22日・一部改正施行
5. 2004年12月6日・一部改正施行
7. 2007年2月21日・一部改正施行
6. この内規は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。